

令和7年産サトウキビ・でん粉原料用かんしょに係る 生産者交付金単価について

特産業務部 特産原料課

令和6年12月27日、農林水産省から令和7年産^(注)のサトウキビ、でん粉原料用かんしょの生産者交付金単価が告示されました。

(注) 令和7年産とは、サトウキビは令和7年10月1日から令和8年9月30日までに収穫されるもの、でん粉原料用かんしょは令和7年1月1日から12月31日までに植え付けられるものを指します。

令和7年産のサトウキビ、でん粉原料用かんしょの生産者交付金単価は表の通りです。免税事業者に

おける単価は、サトウキビは前年同額、かんしょ（主要品種）は前年から1000キログラム当たり2010円引き上げられました。

要件審査申請の際は、ご自身の課税区分を十分にご確認の上、申請を行ってください。また、申請後、課税区分や申請内容の変更などが発生した場合は、当機構の鹿児島事務所、那覇事務所や、地域のJAなどの代理人にお問い合わせください。

表 サトウキビおよびでん粉原料用かんしょの生産者交付金単価

	品種	単価（令和7年産）	（参考）単価（6年産）
サトウキビ	—	16,860円 （消費税の課税事業者にあつては、16,010円）	16,860円 （消費税の課税事業者にあつては、16,020円）
	基準糖度帯	—	13.1度～14.3度
でん粉原料用 かんしょ	アリアケイモ、コガネセンガン、こないしん、コナホマレ、こなみずき、こなみらい、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ、みちしづくおよびミナミユタカ ※こなみらいは令和7年産から対象	34,350円 （消費税の課税事業者にあつては、33,310円）	32,340円 （消費税の課税事業者にあつては、31,550円）
	その他の品種	30,750円 （消費税の課税事業者にあつては、29,820円）	28,960円 （消費税の課税事業者にあつては、28,250円）

注1：1000キログラム当たりの単価。

注2：サトウキビの単価は、糖度が基準糖度帯を0.1度上回るごとに、上記単価に100円を追加。また、0.1度下回るごとに、上記単価から100円を控除。